別記様式（第7条関係）

単　身　赴　任　届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日提出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 八頭町長　　　　　　　　　　　　　　　　殿 | 職名 |  | 氏 名 |  |
| 勤 務 部 署 名 |  | 所 在 地 |  |
| 届 出 の 理 由 |  □１新規　□２異動　□３転居（□本人　□配偶者）　 ４□その他（　　　　　）上記事実の発生年月日　　　　年　　月　　日 |

　八頭町職員の単身赴任手当の支給に関する規則第７条の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

１　異動直前の居住状況等

|  |  |
| --- | --- |
| 異 動 の 発 令 年 月 日 | 年　　月　　日 |
| 本 人 の 住 居 |  |
| 同　 居 者 | □配偶者 □子（生年月日　　　　　）　□子（生年月日　　　　　）　　　　 □子（生年月日　　　　　）　□子（生年月日　　　　　） |

２　現在の居住状況等

|  |  |
| --- | --- |
| 配偶者と別居した年月日 | 年　　月　　日 |
| 配 偶 者 と 別居 し た 事 情 |  |
| 本 人 の 住 居 |  | 入居年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 本 人 の 住 居 にお け る 同 居 者 | □子（生年月日　　　 ） □子（生年月日　 ） □子（生年月日　 　　　）□その他 （続柄　　） □その他 （続柄　　　）□その他 （続柄　　）□その他 （続柄　　） |
| 配 偶 者 の 住 居 | 異動直前の本人の住居と｛ | □同じ。□異なる。（　　　　　　　　入居年月日　　　　） |
| 異動直前の住居から勤務部署までの通勤経路及び方法 |  |
| 配偶者の住居から勤務部署までの通勤経路及び方法 |  |
| 配偶者の住居から本人の住居までの通勤経路及び方法 |  |

（「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。）

[裏　面]

記入上の注意

　１　 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し（新規の場合は理由の１のみにレ印を付する。）、理由

　　　の４に該当する場合は内容を（　　）内に記入する。

　２　 「届出の理由」欄中「２異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に部署を異にする異動を

　　　した場合の当該異動をいい、「３転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した

　　　場合の当該転居をいう。

　３　 配偶者のない者にあっては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の３

　　 月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。

　４　 届出の理由の１以外に該当する場合は「１　異動直前の居住状況等」は記入を要しない。

　５　 「１　異動直前の居住状況等」及び「２　現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった部

　　 署を異にする異動又は同一部署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。

　６　 在勤する部署が移転した者にあっては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。

　７　 給与特例法適用職員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は国際機関等派

 遣、交流派遣若しくは法科大学院派遣から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した

 者にあっては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」

　　 と読み替えて記入する。

　８　 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から

　　 勤務部署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。

　９　 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務部署

　　 までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。

　10　 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、○○線等の別を記入する。

　11　 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がないものとした場合について記入する。